○東京経済大学研究倫理委員会規程

2025年7月9日

制定

（目的）

第1条　この規程は、東京経済大学（以下「本学」という。）研究活動行動規範、本学研究活動における不正行為防止に関する規程、本学学外提携研究に関する倫理基準及び学校法人東京経済大学コンプライアンス推進規程に基づき、研究倫理一般（教育を含む）、研究倫理審査、研究不正と調査、コンプライアンス推進等にかかわることを審議又は処理するための研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定める。

（取扱事項）

第2条　委員会の運営にあたっては、第1条に掲げる本学規程等、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正　文部科学省）を踏まえて行うものとし、具体的には以下の各号の事項を取り扱うこととする。

(1)　研究倫理についての研修及び教育の企画並びに実施に関する事項

(2)　研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項

(3)　人を対象とする研究の倫理審査に関する事項

(4)　研究者等の不正行為の防止及び事案の調査等に関する事項

(5)　研究不正防止についてのコンプライアンス推進に関する事項

(6)　その他研究倫理に関する事項

2　第1項第3号に記載する事項についての具体的な研究計画等の審査は、別に定める本学人を対象とする研究倫理審査規程に基づき設置される小委員会又は部会にて実施し、委員会はその結果の報告を受け、委員会として承認する。

3　第1項第4号に定める事項は、別に定める本学研究活動における不正行為防止に関する規程に基づき取り扱う。

4　第1項第5号に定める事項は、研究委員会及び学術研究センター運営委員会が実施する研究費（外部機関からの研究費含む）使用のルールその他のコンプライアンス推進に関する事項は、他の学内組織と必要に応じ協働して実施する。

（委員会の構成）

第3条　委員会は、研究委員長、研究委員及び研究課長によって構成され、委員長は研究委員長が務めるものとする。

2　委員長に事故あるとき又は利害関係者であるときは、研究委員会規程第6条により選出された研究委員長代行がその職務を代行する。なお、研究委員長代行も事故又は利害関係者であるときは、委員の互選による教員の委員1名がその職務を代行する。

（事務）

第4条　委員会に関する事務は、学務部研究課が行う。

（改廃）

第5条　この規程の改廃は、委員会の発議に基づき、代議員会の議を経て学長が行う。

付　則

この規程は、2025年（令和7年）7月9日から施行する。